

静岡産業大学編入学規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則（以下「学則」という。）第12条（編入学）の規定に基づき、編入学に関し、必要な事項を定める。

(定 員)

第2条 編入学定員は、学則第2条（学部学科及び学生定員）の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、3年次または2年次に欠員が生じた場合には、編入学により学生を受け入れることができる。

(出願資格)

第3条 本学の3年次に編入学を出願できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 大学を卒業した者または卒業見込みの者
- (2) 短期大学を卒業した者または卒業見込みの者
- (3) 高等専門学校を卒業した者または卒業見込みの者
- (4) 大学に2年以上（休学期間を除く。）在学し、62単位以上修得した者
- (5) 大学に2年以上（休学期間を除く。）在学見込みで、62単位以上修得見込みの者
- (6) 修業年限2年以上で、かつ、総授業時数1700時間以上の専修学校専門課程を修了した者または修了見込みの者
- (7) 外国において、学校教育における14年間の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者若しくは修了見込みの者またはこれに準ずる者

2 本学の2年次に編入学を出願できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 前項各号の一に該当する者
- (2) 大学に1年以上（休学期間を除く。）在学し、30単位以上修得した者
- (3) 大学に1年以上（休学期間を除く。）在学見込みで、30単位以上修得見込みの者

(出願書類)

第4条 本学の各学部編入学を志願する者は、次の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

- (1) 卒業（見込）証明書または在学証明書
- (2) 成績証明書
- (3) 志望理由書
- (4) 履歴書

(5) その他本学が指定する書類

(選考)

第5条 入学者の選考は、面接及び書類等により行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の編入学手続を完了した者に編入学を許可する。

(外国人編入学生)

第7条 外国人で編入学を志願する者については、第3条(出願資格)、第4条(出願書類)及び第5条(選考)の規定にかかわらず、静岡産業大学外国人留学生規程の第3条(入学資格)、第5条(出願書類)及び第6条(選考)の規定を準用する。

(単位認定)

第8条 編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数については、本学の教育課程と照合のうえ教務委員会が審査し、3年次編入については既修得単位 62 単位を上限として、2年次編入については既修得単位 30 単位を上限として、教授会の議を経て学長が個別に認定する。

2 編入学を許可された者が本学の科目等履修生として既に修得した授業科目及び単位数については、本学の教育課程と照合のうえ教務委員会が審査し、前項とは別に 20 単位を上限として、個別に認定することができる。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し、必要な事項は、学長が大学協議会の議を経て定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成7年12月1日から施行する。

附 則(平成10年3月16日改正)

この規則(静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則)は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、経営学部の平成 11 年度編入学試験の実施については、経営学部教授会が判断する。

附 則

この規程の改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 24 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。